

共通仕様書【都市公園以外】

甲斐市の施設に自動販売機設置を希望する事業者(以下「設置事業者」という。)は、次の点に留意し、入札に参加することとする。

1 自動販売機の仕様

(1)設置事業者の施設使用形態

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、甲斐市が設置事業者に対し、財産の一部を貸付ける方法(賃貸借契約)により行う。

(2)貸付物件

別表の貸付物件一覧及び貸付物件概要のとおりとする。

(3)貸付期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までとする。

ただし、期間満了の 1 か月前までに甲斐市又は借受人から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件で 1 年間継続し、以後も同様とする。

継続期間については、2 年間を限度とし、最長で合計 3 年間とする。

(4)貸付料

毎月の自動販売機の売上金額(税抜)に、入札書に記載された提案貸付料率を乗じ、消費税及び地方消費税を上乗せした金額をもって貸付料とする。

(5)必要経費

自動販売機の設置、維持管理費、撤去及び移転等に要する経費負担については、すべて設置事業者の負担とし、その方法は甲斐市の指示に従うこと。

ただし、自動販売機の設置期間中の維持管理に係る電気代は甲斐市の負担とする。

(6)設置機器の仕様及び遵守事項

①貸付物件概要で示す貸付面積を越えないものとし、高さ 2.0m以内とすること。

②設置場所及び周辺環境に配慮した色彩とすること。

③省電力やノンフロン対応、LED対応など環境負荷の低減に十分配慮したものとする。

④最新の紙幣及び貨幣に対応した機器とすることとし、1,000 円紙幣及び 10 円以上の硬貨が使用可能であること。物件一覧「1-2、1-3」については、現金のほか、キャッシュレス対応として、QRコード決済機能を有した機器を設置すること。

⑤「自動販売機の据付基準」及び「自動販売機据付基準マニュアル」を遵守した転倒防止措置を講じること。

⑥「食品、添加物等の規格基準」及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとし、営業許可又は届け出が必要な場合は、設置事業者の責任において手続きを行うこと。

⑦硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止対策に万全を尽くすこと。なお、屋内設置の場合であっても「自販機堅牢化技術基準」を遵守し、犯罪防止に努めること。

⑧設置機種については、最新の機種とすること。

(7)利用上の制限

①入札条件を厳守し、貸付料を甲斐市が定める期間までに確実に納入すること。

②自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

- ③販売品の納入及び廃棄物の運搬時間・経路については、担当課等と協議して行うこと。
- ④販売品目は、清涼飲料水、水、コーヒー、紅茶、ジュース類等とし、酒類の販売は行わないこと。また、缶、紙パック又はペットボトルなど密閉式の容器とするとともに、カップ式についてはふた付きとすること。なお、具体的な構成は協議すること。
- ⑤設置場所への商品については、担当課において指定を行う(缶、紙パック等)。
- ⑥自動販売機の販売価格は、標準小売価格(メーカー希望小売価格)を超えない価格で販売すること。

(8)維持管理

- ①商品補充、賞味期限の管理等及び釣銭の補充・金銭管理など十分に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、他者との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にすること。
- ③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の厳守、徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- ⑤自動販売機の故障や問い合わせ等については、連絡先を明記し、設置事業者の責任において速やかに対応すること。

(9)設置及び撤去期間

自動販売機設置に有する期限は10月1日から7日間とする。また、撤去については契約満了期日までに行うこと。

(10)原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を甲斐市に請求することとは出来ない。

2 売上状況の報告

設置事業者は、売上実績(売上数、金額等)を半期(6か月)毎に取りまとめ、半期最終月の翌月10日までに市へ報告すること。

3 貸付料の納付

自動販売機の貸付料の納付は、半期(6か月)毎とし、半期最終月の翌月末日までに全額納付すること。また、既に納付した貸付料は還付しない。

4 設置上の注意

貸付決定以降、貸付期間終了までの間は、次の事項について遵守すること。

- (1)賃貸借契約の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。
- (2)貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。